

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 1 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		山本 實
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は転作田として蕎麦を作付けしていた農地であること。位置は譲受人宅の真向かいであること等から、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、12月30日に農業委員山本實が譲渡人関係者、譲受人双方立会のもと調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 2 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		藤原 由悦
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は譲受人所有農地との合作地であり、以前から譲受人が耕作していた農地である。譲受人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、12月25日に農業委員藤原由悦が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 3 番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		佐藤 孝典
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は譲渡人と譲受人の共有地であり、譲渡人が水稻栽培を行っていた農地である。譲受人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、12月22日農業委員佐藤孝典が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 4 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		倉橋 重基
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は譲受人所有の農地との合作地であり、譲受人が耕作していた農地である。譲受人はこれまでどおり耕作していく計画であることから、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 農業委員倉橋重基が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 5 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		山手 善美
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・耕作の利便性確保のための案件である。申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地であること、譲受人は申請地を適正管理する計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 農業委員山手善美が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 6 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		山手 善美
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・耕作の利便性確保のための案件である。申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地であること、譲受人は申請地を適正管理する計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 農業委員山手善美が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 7 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		門脇 博美
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地では以前から譲受人が蕎麦等の栽培を行っており、今後も引き続き蕎麦の栽培を行う計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、1月5日に農業委員門脇博美が現地調査及び聞き取り調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 8 番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		佐藤 孝典
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は賃借人の父親が耕作していた農地であるが、父親が経営移譲年金受給のため、息子である賃借人が借り受ける案件である。賃借人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、12月22日農業委員佐藤孝典が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ <u>しない</u>

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 9 番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		佐藤 孝典
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は賃借人の父親が耕作していた農地であるが、父親が経営移譲年金受給のため、息子である賃借人が借り受ける案件である。賃借人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、12月22日農業委員佐藤孝典が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ <u>しない</u>

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 10 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		佐藤 孝典
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は賃借人の父親が耕作していた農地であるが、父親が経営移譲年金受給のため、息子である賃借人が借り受ける案件である。賃借人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、12月22日農業委員佐藤孝典が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ <u>しない</u>

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 11 番

所有権移転 (賃貸借)・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		藤原 由悦
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・賃借人は賃貸人の従兄弟に当たる。 ・賃借人は遊休化しかけている申請地を適正管理し、水稻の栽培を計画していること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 農業委員藤原由悦が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 12 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		藤原 由悦
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・譲受人は譲渡人の甥に当たる。 ・譲受人は遊休化しかけている申請地を適正管理し、水稻の栽培を計画していること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 農業委員藤原由悦が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 1 号 整理番号 13 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		佐藤 孝典
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・貸付人が経営移譲年金受給のため、後継者へ経営移譲する案件である。借受人は、これまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、12月22日農業委員佐藤孝典が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ <u>しない</u>